

第 88 号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 11 月 30 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋市屋外広告物条例の制定に伴い、屋外広告物許可申請手数料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表 3 建設関係(3)屋外広告物関係の表を次のように改める。

番号	事務	名称	金額
1	芦屋市屋外広告物条例（平成27年芦屋市条例第号）第6条第1項又は第15条第1項の規定による許可の申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料	<p>イ はり紙・はり札は、100枚につき 300円                      （100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。）</p> <p>ロ 看板並びに広告板及び広告塔によるものは、5㎡未満のものは、1枚又は1基につき 1,000円                      5㎡以上10㎡未満のものは、1枚又は1基につき 2,000円                      10㎡以上のものは、1枚又は1基につき 3,000円                      15㎡を超えるものは、3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに、1,000円を加算した額</p> <p>ハ アーチによるものは、1基につき 4,000円</p> <p>ニ 宣伝車は、1台につき 2,000円</p> <p>ホ 電柱・街灯利用広告物は、1個につき 300円</p> <p>ヘ 標識利用広告物は、1個につき 300円</p> <p>ト 車体利用広告物は、3㎡以下のものは、1個につき 300円                      ただし、合計が2,000円を超える場合は、2,000円                      3㎡を超えるもの又はラッピングバス（印刷したフィルムを車体に貼り付ける方法により表示する路線バスをいう。）は、車体1台につき 2,000円</p> <p>チ 広告幕は、1枚につき 300円</p>

			リ 立看板は, 1 個につき 300 円 ヌ 広告旗は, 1 個につき 300 円 ル その他の広告物は, 1 枚, 1 基 又は 1 個につき 300 円
--	--	--	---

附 則

この条例は, 平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 参 照 1

### 芦屋市手数料条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

芦屋市屋外広告物条例の制定に伴い、屋外広告物許可申請手数料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

屋外広告物許可申請手数料（別表 3 建設関係(3)屋外広告物関係の表関係）

- (1) 手数料を徴収する事務を芦屋市屋外広告物条例の規定による許可の申請（現行は兵庫県屋外広告物条例施行規則に基づく許可申請）に対する審査とし、許可の期間の更新を受けるときは、手数料を徴収しないこととする。
- (2) ネオンサインその他電飾設備を有するもの及びアドバルーンに係る手数料は、廃止することとする。
- (3) ラッピングバス（印刷したフィルムを車体に貼り付ける方法により表示する路線バス）の手数料を、車体1台につき2,000円と定める。
- (4) その他規定の整理

#### 3 施行期日

平成28年4月1日

兵庫県屋外広告物条例施行規則抜粋

(許可等の申請)

第2条 条例の規定による許可又は許可の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物許可等申請書(様式第1号)の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

(第2項から第4項まで省略)

芦屋市屋外広告物条例(案)抜粋

(許可)

第6条 市の区域内において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(第2項及び第3項省略)

(変更等の許可)

第15条 第6条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(第2項及び第3項省略)